

令和3年度包括外部監査結果報告書

【要約版】

青森県包括外部監査人
公認会計士 鳩 健二

第1部 監査の概要

1. 選定した特定の事件(監査テーマ)

県費単独補助金等に関する財務事務の執行について

2. 特定の事件(監査テーマ)として選定した理由

補助金を含む「補助費等」は、普通会計歳出決算額に占める割合が高い。特に、人件費や扶助費等の義務的経費や投資的経費を除くとその金額的重要性が顕著である。県は、青森県行財政改革大綱を策定し、「将来にわたり持続可能な行財政基盤を確立する」ため、「安定的な財政運営の実現」に向け、「財政健全化」や「歳出改革」を推進している。このような状況において、歳出のうち金額的に重要な項目となっている補助金等を監査する意義は高いと考えられる。

また、補助金の交付には公益性が条件となるが、その解釈は時代によって変化する。補助金は一度交付が始まると、毎年度、継続的に支出され続ける傾向にあり、見直しを怠ると固定化、既得権益化しかねないという特性も持つ。特に、県の裁量の余地が大きい県費単独補助金について、その効果が十分に検証されているかどうか確かめる必要がある。

さらに、過去の包括外部監査において監査対象とされた補助金に関する結果及び意見に対する措置状況を監査することも重要である。

以上を踏まえ、県費単独補助金等に関する事務の執行(過去に監査対象とされた補助金に関する結果及び意見に対する措置状況を含む)を、令和3年度の監査テーマとして選定することとした。

3. 監査の対象期間

監査の対象期間は、原則として、令和2年度(令和2年4月1日から令和3年3月 31 日まで)である。ただし、必要に応じて令和元年度以前及び令和3年度の執行分を含んでいる。

第2部 監査の基本方針

1. 監査の基本的な方針と監査要点

監査においては法令その他規則への合規性監査に重点を置くが、コストを抑えつつ大きな効果をあげるよう努めているか、より効率的な方法がとられているか、といった視点も重要事項ととらえ、監査を実施した。

本監査の主要な監査要点は、以下のとおりである。

- (1) 補助事業の公益上の必要性はあるか
- (2) 補助金の交付に公平性があるか
- (3) 補助金の交付事務手続は定められた手順によっているか
- (4) 補助金額の算定及び交付時期は適切か
- (5) 補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か

2. 監査対象補助金の選定について

(1) 監査対象補助金(通常)の監査)

一般会計予算の節区分である「負担金補助及び交付金」の中から、補助金を抽出して監査対象補助金の選定を行った。限られた時間の中で深度ある監査を効率的に実施するためには、監査範囲を限定する必要がある。そこで、原則として一般会計の補助金のうち、以下の条件で監査対象とする補助金を選定した。

- 過去に包括外部監査の対象とされていない補助金
- 県費単独補助金
- 市町村に対する補助金等は除く
- 決算額が3百万円以上又は交付開始から20年超以上が経過している補助金

(2) 監査対象補助金(措置状況)の監査)

平成26年度から令和元年度において包括外部監査の対象とされた補助金について、措置状況の監査対象とした。なお措置状況の監査については、県費単独補助金に限らず国費を財源の一部又は全部とする補助金等を含んでいる。

3. 監査対象補助金(通常の監査)

前述『2. 監査対象補助金の選定について』に記載した選定基準により抽出された補助金は次のとおりであり、これを監査対象補助金とした。

【図表 監査対象補助金一覧(通常の監査)】

所管部	所管課	補助金名
総務部	総務学事課	私立学校振興活動費補助
		私立学校教職員退職金財団経営基盤強化事業費補助
		私立学校耐震化促進事業費補助
		私立学校外国語指導助手招致事業費補助
	税務課	納税貯蓄組合連合会補助
企画政策部	交通政策課	運輸事業振興助成費補助
		地域間幹線バス系統確保維持費補助
環境生活部	県民生活文化課	美術展覧会開催費補助
	青少年・男女共同参画課	青少年育成県民運動推進事業費補助
健康福祉部	健康福祉政策課	社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助
		福祉活動指導員設置費補助
		沖縄みちのくの塔慰霊事業費補助
	医療薬務課	看護職員資格取得特別対策事業費補助
	保健衛生課	結核予防事業費補助
		公衆浴場施設整備費補助
	高齢福祉保険課	軽費老人ホーム事務費補助
	こどもみらい課	産休等代替職員設置費補助
		児童福祉施設入所児童等自立支援事業費補助
		家庭福祉対策教育支援貸付事業費補助
障害福祉課	「いこいの家」運営費補助	
商工労働部	商工政策課	経営改善普及事業費補助
		商工会連合会指定事業費補助
		青森県信用保証協会補助
		東北地方太平洋沖地震被災中小企業経営再建特別対策事業費補助
		創業・成長産業推進金融対策事業費補助

所管部	所管課	補助金名
		休廃止鉱山坑廃水処理事業費補助
	地域産業課	中小企業等経営支援事業費補助
	産業立地推進課	むつ小川原開発地区企業立地促進費補助
	労政・能力開発課	シルバー人材センター連合事業費補助
農林水産部	団体経営改善課	農業近代化資金利子補給費補助
		農業経営負担軽減支援資金利子補給費補助
	構造政策課	青年等就農アシスト事業費補助
		農地中間管理機構事業費補助(一般管理費(人件費))
		農地中間管理機構事業費補助(一般管理費(管理事務費))
		農地中間管理機構事業費補助(機構事業推進費)
	りんご果樹課	りんご緊急需給調整対策事業費補助
	畜産課	あおもり和牛改良促進対策事業費補助
	林政課	林業労働力確保支援センター事業費補助
	水産振興課	漁業近代化資金利子補給費補助
		漁業経営維持安定資金利子補給費補助
		試験船なつどまり代船建造事業費補助
		ひらめ放流手法改良調査事業費補助
県土整備部	港湾空港課	八戸港コンテナ貨物利用促進事業費補助
危機管理局	消防保安課	消防対策振興事業補助
		防災ヘリコプター運航調整交付金補助
観光国際戦略局	誘客交流課	あおもりMICE開催費補助
		あおもりMICE開催費補助(修学旅行分)
	青森県立美術館	棟方志功記念館管理運営費補助
エネルギー総合対策局	原子力立地対策課	原子力施設立地振興対策事業費補助
教育庁	教職員課	高等学校通学費等支援対策事業費補助
	生涯学習課	在学青少年育成費補助
	文化財保護課	文化財修理費補助
		文化財保護協会費補助
		記念物環境整備費補助
警察本部	生活安全企画	防犯協会連合会補助

所管部	所管課	補助金名
	課	
	交通企画課	交通安全協会補助
		交通安全母の会連合会補助
		自動車安全運転センター補助

4. 監査対象補助金(措置状況の監査)

【図表 監査対象補助金一覧(措置状況の監査)】

所管部	所管課	補助金名
総務部	総務学事課	私立学校経常費補助
		私立幼稚園特別支援教育費補助
		特色教育支援経費補助
		幼児教育緊急環境整備費補助
健康福祉部	医療薬務課	小児救急医療支援実施事業運営費補助
		地域周産期母子医療センター運営費補助
		産科医確保支援事業費補助
		新生児医療担当医確保支援事業費補助
	こどもみらい課	放課後児童健全育成事業費補助
		地域子育て支援事業費補助
		保育対策等促進事業費補助(病児・病後児保育対策事業)
		保育対策等促進事業費補助(延長保育促進事業)
		ひとり親家庭等医療費補助
		乳幼児はつらつ育成事業費補助
		特定不妊治療費助成事業費補助
障害福祉課	地域生活支援事業費等補助	
商工労働部	労政・能力開発課	プロフェッショナル人材誘致促進事業費補助
		認定職業訓練事業費補助
	産業立地推進課	IT・コンタクトセンター関連産業立地促進費補助
		産業立地促進費補助

第3部 外部監査の結果及び意見(総論)

1. 監査の結果及び意見の総括

監査の結果及び意見の総括は下表のとおりである。指摘事項が 18 項目、意見が 59 項目、合計 77 項目である。

【図表 監査の結果及び意見の総括】

項目	指摘事項	意見
通常の監査		
(1) 補助目的の公益性、補助金交付の公平性について	—	6
(2) 事務処理の交付要綱等合規性について	5	3
(3) 補助対象経費や補助金額の計算過程について	—	7
(4) 交付要綱等の見直しについて	2	7
(5) 補助先への指導について	1	10
(6) 補助事業の効果測定について	—	9
(7) 報告書様式の見直し(簡素化・効率化)	—	6
(8) その他の監査の結果及び意見	—	9
小計	8	57
措置状況の監査	10	2
合計	18	59

以下「2. 監査の結果及び意見の概要」にて、上記項目ごとの監査の結果及び意見について一覧形式でまとめ、代表的な監査の結果及び意見について概要を述べる。

2. 監査の結果及び意見の概要

(1) 補助目的の公益性、補助金交付の公平性について

今般の監査においては、補助金の公益性及び補助金交付の公平性について、改善を検討すべき事案があった。

「46. あおりMICE開催費補助」では、事業実績を確認したところ、対象となっている市町村は現在では青森市のみであった。県としては、他市町村での制度創設に向けて主要市に働きかけているが、他市町村では DMO(観光地域づくり推進法人)や観光コンベンション協会が小規模 MICE の誘致を実施しているケースもあり、市町村自体が小規模 MICE を実施することに消極的な傾向にある。補助金が特定市町村に限定されている状況は公平性の観点から

問題である。

今後、DMO や観光コンベンション協会など市町村以外の団体も補助金対象とするなど、実態に合わせた制度となるよう検討することが望ましい。【意見 46】

「49. 原子力施設立地振興対策事業費補助」では、県が公益財団法人むつ小川原地域・産業振興財団(以下、「むつ財団」という。)に補助し、同法人が当該補助金を原資に、対象市町村へ助成金を交付する仕組みとなっており、補助金の交付先であるむつ財団が補助対象として適切か、県として検討が必要であるが、この点については明確に文書化されていない。

監査の結果、当該法人が補助対象として適切である理由について、一定の合理性は認められたが、担当者の引継ぎや第三者への説明のために、行政文書として残すことが望ましい。

【意見 48】

「50. 高等学校通学費等支援対策事業費補助」では、現状の通学費等支援対策事業のスキームは、対象となる生徒の通学費等の一部に相当する額を、将来(貸与の終了した月の翌日から起算して1年を経過した後)における奨学金返還額より免除するという枠組みにて行われている。当該制度の趣旨である「経済的に支援の必要な高校生等への通学費等に係る負担軽減」という目的への適合性を考慮した場合、現状のような将来における奨学金の返還免除を行う仕組み(返還制度)ではなくて、将来を待たずに生じた通学費等を給付する仕組み(給付制度)を検討することが望ましい。【意見 51】

No.	補助金名	指摘事項 意見	監査の結果または意見	頁
13	看護職員資格取得特別対策事業費補助	意見 11	医療機関の財務内容の検証について	57
19	家庭福祉対策教育支援貸付事業費補助	意見 21	補助対象先の財務内容の把握について	72
26	休廃止鉱山坑廃水処理事業費補助	意見 31	補助金交付団体の財務情報の入手について	90
46	あおもりMICE開催費補助	意見 46	小規模 MICE 補助の補助対象市町村の特定化について	152
49	原子力施設立地振興対策事業費補助	意見 48	補助金交付先に関する検討内容について	159
50	高等学校通学費等支援対策事業費補助	意見 51	通学費等給付制度の検討について	165

(上記の表における「頁」は、令和3年度包括外部監査結果報告書における該当ページを表示している。以下に掲げる表においても、同様である。)

(2) 法規性について

今般の監査においては、補助金の交付申請から完了報告の審査に至る過程において、規則や補助金の交付要綱等の規定に反した事例が見られた。

「28. むつ小川原開発地区企業立地促進費補助」において、操業・雇用創出効果の認識時点について問題があると認められる事例があった。

交付要綱が定める補助要件は①用地を取得した日から起算して3年を経過した日までに操業等をするものであること、②操業等を開始した日から起算して1年を経過した日までに5人以上の雇用創出効果があるものであること、の2点である。

この事例では、当初の計画では用地の取得後、土地の賃貸借、借主による駐車場整備及び駐車場管理委託業務契約の締結が予定されていた。しかし、監査時点(令和3年11月)において、計画のうち土地の賃貸借しか完了しておらず、借主による駐車場整備及び駐車場管理委託契約の締結には至っていない。なお、県による雇用創出効果の確認事務や補助金の支出は、令和2年度までにすべて完了している。

雇用創出効果の源泉である駐車場等管理委託業務契約が締結されていない現状(換言すれば、取得した土地を利用した雇用創出が発現していない現状)において、補助対象となった土地において雇用創出効果が発揮されたとみなすことはできない。また、駐車場管理委託業務契約の締結をもって操業開始とみなすべきであり、賃貸借契約の開始を操業開始とみなすことは適切でない。将来的になされる日本原燃との駐車場等管理委託契約の締結を「操業」ととらえ、土地取得から操業後1年までの期間において補助対象土地を利用した委託契約締結の業務履行による5人以上の雇用創出効果が確認された時点で補助金が確定・補助事業完了とする整理が合理的である。

県は当該補助金について既に終了した事業とはとらえずに、要綱の要件に則り、令和元年度補助金に係る土地取得日(令和元年9月4日)から3年後の「令和4年9月3日」までに操業(駐車場等管理委託契約の締結)がなされること、また、操業の1年後までに委託契約により5名以上の雇用創出効果があることを今後も継続的に注視する必要がある。なお、それらが果たされないならば実質的に補助要件を満たさないとも考えられ、返還を含め厳正に対応する必要がある。**【指摘事項6】**

No.	補助金名	指摘事項 意見	監査の結果または意見	頁
8	美術展覧会開催費補助	意見7	補助対象経費の明細について	48
21	経営改善普及事業費補助	指摘事項3	様式に従っていない実績報告について	77
27	中小企業等経営支援事業費補助	指摘事項4	補助金実績報告書の記載漏れ・誤りについて	94
28	むつ小川原開発地区企業立地促進費補助	指摘事項6	操業・雇用創出効果の認識時点について	99

No.	補助金名	指摘事項 意見	監査の結果または意見	頁
33	農地中間管理機構事業費補助(一般管理費(人件費))	指摘事項 7	交付要綱別表の記載漏れについて	114
42	ひらめ放流手法改良調査事業費補助	意見 42	実績報告書について	141
50	高等学校通学費等支援対策事業費補助	指摘事項 8	基金実施状況報告書の適時適切な入手について	164
57	交通安全母の会連合会補助	意見 57	ブロック研修会支出にかかる領収書等の徴取について	184

(3) 補助対象経費や補助金額の計算過程について

補助対象経費や補助金額の計算過程は、補助金の額を決定する重要な要素であるが、それらについても、多数の意見が挙げられている。

「6. 運輸事業振興助成費補助」では、補助金の額を決定する重要な要素である「交付対象者の営業用トラック等の登録台数」の算定過程及び結果の検証が問題とされた。県は公益社団法人である交付対象者自らが作成した文書により確認・検証を行っているが、客観的な疎明書類とは言えない。

「交付対象者に係る営業用トラック等の登録台数」は補助金の額に直接影響を与えるため、県は算定過程及び結果に恣意性がないか、客観的であるかという観点から深度ある検証を行う必要がある。一般論として、補助先に補助金をできるだけ多く貰いたいという健全な懐疑心に基づく「動機」があることを前提にした場合、県としては深度ある補助金の額の検証を実施することにより、不正を行う「機会」を限りなく低減するよう努めるべきである。

県には交付対象者から事業者別・種別の登録台数一覧の提出を受け、県自動車税の情報と照合を行う、青森運輸支局へ登録台数の照合を行うこと等の客観的な検証体制の構築を求めたい。【意見 6】

「45. 防災ヘリコプター運航調整交付金補助」では、補助対象者から提出された実績報告書において、助成金の使途内訳として時間外勤務手当の事業費決算金額が記載されている。当該金額を確認したところ、一部の助成団体において、派遣された防災航空隊員が所属していた部課すべての時間外勤務手当が集計されており、防災航空隊員の派遣とは関係ない時間外勤務手当が含まれていた。時間外勤務手当の集計方法を具体的に定めた規定が存在しないため、各消防本部においては、防災航空隊員の派遣とは関係ない時間外勤務手当を含めて報告していると考えられる。したがって、補助金を過大に支出するリスクがある。

防災航空隊員の派遣により発生した時間外勤務手当のみを集計できるよう、経費集計方法のガイドラインを作成することが望ましい。【意見 45】

「49. 原子力施設立地振興対策事業費補助」では、予算額は、「対象市町村に対する助成金交付限度額について」に記載した 1 自治体当たりの助成金交付限度額を、全対象市町村について集計した額として積算されている。補助金額の積算根拠は明確になっていることが望ましいが、補助金交付要綱や交付決定に係る起案等、当該補助金の関連文書を閲覧したところ、1自治体当たりの助成金交付限度額の根拠について明確に説明した文書は見当たらなかった。

監査の結果、積算方法には一定の合理性が認められたが、担当者の引継ぎや、第三者への説明のために、行政文書として残すことが望ましい。【意見 49】

No.	補助金名	指摘事項 意見	監査の結果または意見	頁
1	私立学校振興活動費補助	意見 1	補助対象経費の限定について	32
6	運輸事業振興助成費補助	意見 6	営業用トラック等の登録台数の客観的な確認について	45
23	青森県信用保証協会補助	意見 28	保証料計算ロジックの理解と計算チェックについて	83
24	東北地方太平洋沖地震被災中小企業経営再建特別対策事業費補助	意見 29	利子補給額の正確性のために	85
41	試験船なつどまり代船建造事業費補助	意見 41	補助対象経費について	136
45	防災ヘリコプター運航調整交付金補助	意見 45	時間外勤務手当の集計方法について	150
49	原子力施設立地振興対策事業費補助	意見 49	補助金の積算根拠について	160

(4) 交付要綱等の見直しについて

今般の監査においては、交付要綱等の見直し・改定が必要な事例も数多く見られた。

「15. 公衆浴場施設整備費補助」では、交付要綱に消費税及び地方消費税相当額(以下、「消費税等」という。)の取り扱いに関する定めが無かった。補助金の交付事務においては補助対象経費から除く取り扱いがなされているが、消費税等の取り扱いを明確にするため、交付要綱において、補助対象経費には消費税等が含まれない旨を明記することが必要である。

【指摘事項 1】

「28. むつ小川原開発地区企業立地促進費補助」では、補助金申請時の県の雇用創出効果の検証が不足している事例があった。

県が当該補助金の申請を受け付け、交付決定にかかる審査を実施する場合、申請書類

等より補助要件である『1年内における5人以上の雇用創出効果』が認められるか否かを精緻に検証する必要がある。この点、提出された事業計画書に一文の説明があるのみで、雇用創出効果の発現可能性について、詳細かつ深度ある審査を行うには足りない状況であった。十分な資料を徴収し、詳細かつ深度ある審査を行う必要がある。

もう一つの問題点として、要綱において申請時には形式的な資料のみを求めており、雇用創出効果の説明を行う事業計画の提出を補助事業者へ求めていないことも挙げられる（現状、上記事業計画書さえ提出の必要がない要綱の設計となっている）。

今後は要綱を変更し、申請時の提出書類に「事業計画書（用地取得により実施する事業の詳細及び雇用創出効果がわかる資料を含む）」といった項目を加え、詳細な資料の提出を受ける要綱・制度設計に変更しなくてはならない。**【指摘事項 5】**

「17. 産休等代替職員設置費補助」では、補助金の申請にあたり、産休等代替職員を任用する日の 10 日前の日までに任用承認申請書を提出する必要があるが、遅延している案件が複数あった。その場合、遅延理由書を添付しているが、遅延理由書の提出に関しては要綱に定めがない。急な採用決定によりこのような状況が生じているとのことである。

そもそも 10 日前までに申請書提出という期限が合理的なのかどうかを再検討し、遅延理由書を提出すれば期限後の提出も認めるという規定を整備するなど、実態に合った要綱にすることが望ましい。**【意見 20】**

No.	補助金名	指摘事項 意見	監査の結果または意見	頁
15	公衆浴場施設整備費補助	指摘事項 1	補助金交付要綱に消費税の取り扱いに関する記載が無い	62
15	公衆浴場施設整備費補助	意見 14	補助金申請の優先順位の取り扱いを要綱に記載する	62
16	軽費老人ホーム事務費補助	意見 17	補助金交付要綱別表の簡素化について	65
17	産休等代替職員設置費補助	意見 19	実態に合った要綱の整備について	67
18	児童福祉施設入所児童等自立支援事業費補助	意見 20	収支決算書の記載ルール統一について	70
28	むつ小川原開発地区企業立地促進費補助	指摘事項 5	申請時における雇用創出効果の検証について	98
33	農地中間管理機構事業費補助(一般管理費(人件費))	意見 36	交付要綱の区分の簡素化について	116
36	りんご緊急需給調整対策事業費補助	意見 37	基金協会による報告様式について	120
43	八戸港コンテナ貨物利用促進事業費補助	意見 43	消費税に関する規定について	144

(5) 補助先への指導について

今般の監査においては、補助金の交付事務において、補助先への指導を強化すべき事例が多数見られた。

「18. 児童福祉施設入所児童等自立支援事業費補助」では、青森県児童養護施設入所児童等自立支援事業協議書の作成にあたり、「児童の保護者からの援助の可能性について十分検討を行い、援助ができない理由を具体的に記載してください。」と県からの留意事項が付されているにもかかわらず、提出された協議書に具体的な理由が記載されていないものがあった。

具体的な理由を記載することが、保護者からの援助の可能性について十分検討することにつながり、本来補助の対象とすべきでない児童に補助金が交付されることを防止することになる。補助対象者に対し、具体的な理由の記載を徹底するよう指導する必要がある。**【指摘事項 2】**

「41. 試験船なつどまり代船建造事業費補助」では、実績報告書の審査過程において、補助対象者における委託先の選定について、県は、一者随意契約の可能性を疑うべき状況であったにもかかわらず、見積合わせや競争入札により競争性が確保されているかに関する確認を行っていなかった。包括外部監査の過程で、公募(プロポーザル)方式にて競争性を担保していた事が判明したが、県がこのことについて認識していなかったことは問題である。

補助金の経済性を確保するため、県は補助対象者に対し原則として競争入札又は見積り合わせによる調達を指導し、実績報告の審査等において競争性が確保されたことを確認すべきである。また、それらを実施できない合理的な理由がある場合には、随意契約理由書の作成を求め、内容の検討及び承認を行うことが望ましい。**【意見 40】**

No.	補助金名	指摘事項 意見	監査の結果または意見	頁
3	私立学校耐震化促進事業費補助	意見 3	補助対象者における委託先の選定について	38
3	私立学校耐震化促進事業費補助	意見 4	耐震化を促すプロセスについて	38
18	児童福祉施設入所児童等自立支援事業費補助	指摘事項 2	協議書の記載について	70
19	家庭福祉対策教育支援貸付事業費補助	意見 22	補助対象先の審査に対する確認について	72
21	経営改善普及事業費補助	意見 25	成果指標の目標と実績の大幅な差異について	78
22	商工会連合会指定事業費補助	意見 27	実績報告書における成果指標の定性的目	81

No.	補助金名	指摘事項 意見	監査の結果または意見	頁
			標と実績に関する記載について	
38	林業労働力確保支援センター事業費補助	意見 39	補助対象経費や補助金の額に関する明確な規定について	129
41	試験船なつどもり代船建造事業費補助	意見 40	補助対象者における委託先の選定について	135
44	消防対策振興事業補助	意見 44	補助対象経費の使用実績や効果の把握について	148
50	高等学校通学費等支援対策事業費補助	意見 50	通学費等免除の認定状況の報告入手について	164
55	防犯協会連合会補助	意見 56	相見積もり関連資料の保存について	179

(6) 補助事業の効果測定

今般の監査においては、補助事業の効果測定や指標の設定に関しても、多数の意見が見られた。

「20. 『いこいの家』運営費補助」では、現在は宿泊利用者数を効果測定指標としている。しかし「いこいの家」施設の利用者は宿泊者だけではなく、会議室のみの利用や休憩、相談での利用者も多い。例えば会議室では、神経難病や重症心身障害等に関する書籍の閲覧や、インターネット検索による学習等が可能であり、またコロナ禍で国立病院内での面会ができないため、オンライン面会の支援も実施する等、様々な形で施設の活用がなされている。よって宿泊利用者以外の施設利用者数についても評価しなければ、正しく本件補助事業の公益性や効果を測定することは難しいと考えられる。効果指標についてはすべての施設利用者数を用いることが望ましい。【意見 23】

「48. 棟方志功記念館管理運営費補助」では、効果測定指標を展示会の実施件数としている。しかし、例年季節ごとに年4回の展示替えを行っており、展示会の実施件数が年によって増減するわけではない。展示会の実施件数が補助金の効果を客観的に表す指標とは言えないと考える。本補助金の効果測定の指標として、例えば入館者数など、補助金の目的である本県の観光振興に寄与する指標への変更を検討することが望ましい。【意見 47】

「52. 文化財修理費補助」では、補助事業の効果測定が修理の件数でしかなく、その弊害として、文化財としての価値を守るために可及的速やかな修理工事が必要とされている文化財と比較的猶予のある文化財が同列に1件の成果として測定されてしまうことが挙げられる。

貴重な文化財を保護する観点から、修理すべき文化財に時間的な優先順位を付けて、必要な修理が適時適正に行われるよう指標を設定することが有用である。今後、県内文化財の

保存修理費の効果測定に関して、各々の文化財の価値を維持するためには、どの期間に修理を実施すれば良いのか、すべての文化財を網羅的に調査し、時間的な優先順位を付ける等をしたうえで、文化財の保有者に適切に保存修理を促していくことが望ましい。【意見 53】

No.	補助金名	指摘事項 意見	監査の結果または意見	頁
2	私立学校教職員退職金財団経営基盤強化事業費補助	意見 2	補助金の効果測定の方法について	35
9	青少年育成県民運動推進事業費補助	意見 8	補助金の効果測定の方法について	50
15	公衆浴場施設整備費補助	意見 16	かまの補助対象者となる公衆浴場営業者の把握	63
20	「いこいの家」運営費補助	意見 23	効果測定指標の見直しについて	74
27	中小企業等経営支援事業費補助	意見 32	一步踏み込んだ事業効果の把握について	95
48	棟方志功記念館管理運営費補助	意見 47	効果測定指標について	156
52	文化財修理費補助	意見 53	補助事業の効果測定指標について	170
53	文化財保護協会費補助	意見 54	補助事業の効果測定について	173
54	記念物環境整備費補助	意見 55	補助事業の効果測定指標について	175

(7) 報告書様式の見直し(簡素化・効率化)

補助金の申請から実績報告に至る過程における申請書や報告書として、多くの様式が定められているが、これらの見直しにより事務の簡素化・効率化を図ることが可能な場合がある。

「14. 結核予防事業費補助」において、県は補助金申請時の提出書類として「結核予防事業計画書」の様式を定めており、補助対象となる健康診断の実施人数を、医療機関実施分と保健所実施分の別に記載する様式となっている。しかし、本件補助金で対象となるのは医療機関で実施した健康診断のみであり、保健所実施分の記載欄は不要である。業務効率化の観点から、様式の見直しを行い、不要な記載欄は削除することが望ましい。【意見 13】

「16. 軽費老人ホーム事務費補助」では、完了実績報告書の添付資料として、地域貢献に関する報告書(第7号様式)が定められているが、その記載内容は直接軽費老人ホームの運営と関係するものではなく、運営主体である社会福祉法人が実施している公益的な活動について記載する内容となっており、補助事業の完了報告書に添付する必要性については疑問がある。インターネットでの開示状況を踏まえれば、同報告書の廃止を検討することも考えられる。また、同報告書が必要だとするならば、何らかの事情で地域貢献活動の実施が困難になった場合の記載方法について事前に定めておき、必要な記載がなされるよう、施設に対して指導を行うことが望ましい。【意見 18】

No.	補助金名	指摘事項 意見	監査の結果または意見	頁
11	福祉活動指導員設置費補助	意見 10	事業実績報告書の様式の見直し	54
14	結核予防事業費補助	意見 13	結核予防事業計画書の様式の見直し	60
16	軽費老人ホーム事務費補助	意見 18	完了実績報告書の添付書類について	65
21	経営改善普及事業費補助	意見 24	補助金交付申請、状況報告及び実績報告の添付書類の書式統合化について	78
22	商工会連合会指定事業費補助	意見 26	補助金交付申請、状況報告及び実績報告の添付書類の書式統合化について	81
29	シルバー人材センター連合事業費補助	意見 33	実績報告書添付書類の簡略化	103

(8) その他の監査の結果及び意見

前述した(1)～(7)に分類されなかった結果及び意見を(8)に分類している。

「15. 公衆浴場施設整備費補助」では、事業の周知方法として、青森県公衆浴場業生活衛生同業組合及び各地域県民局の保健所への通知が行われている。しかし、青森県公衆浴場業生活衛生同業組合は県内のすべての事業者が加盟しているわけではなく、保健所も補助金の周知は本来の業務ではない。例年、補助金の申請額が予算額を下回っている状況を鑑みると、制度の周知が不足しているのではないかと考えられる。県のホームページの利用等を通じて本件制度を積極的に周知することが望ましい。【意見 15】

「30. 農業近代化資金利子補給費補助」では、青森県農業近代化資金利子補給規則と県と各金融機関が締結している農業近代化利子補給契約書との間で支払期限に関する規定に不整合が生じていた。これにより事務手続きが煩雑となる可能性がある。実務上誤りが発生している状態ではないが、規則と契約書との間に生じている支払期限に関する規定の不整合は、解消されることが望ましい。【意見 34】

「37. あおり和牛改良促進対策事業費補助」では、県が補助金の執行実績を確認するために作成している事業完了確認調書について、確認調書によって確認した関係書類が異なる場合や、確認した関係書類を確認調書へ具体的に記載していない場合が見受けられた。確認漏れを防止するためにも、今一度確認調書の様式を明確に定め、各県民局に通知することが望ましい。【意見 38】

No.	補助金名	指摘事項 意見	監査の結果または意見	頁
4	私立学校外国語指導助手招致事業	意見 5	当初予算と実績の乖離について	40

No.	補助金名	指摘事項 意見	監査の結果または意見	頁
	費補助			
11	福祉活動指導員設置費補助	意見 9	実地調査報告書への確認書類等の記載	54
13	看護職員資格取得特別対策事業費補助	意見 12	貸与希望者への周知について	58
15	公衆浴場施設整備費補助	意見 15	事業の周知方法について	63
25	創業・成長産業推進金融対策事業費補助	意見 30	保証料補助の基となる融資対象毎融資実績の推移分析について	87
30	農業近代化資金利子補給費補助	意見 34	規則と契約書間の支払期限に関する規定の不整合について	105
32	青年等就農アシスト事業費補助	意見 35	あおり農林業支援センターの決算内容の確認手続について	111
37	あおり和牛改良促進対策事業費補助	意見 38	事業完了確認調書について	123
51	在学青少年育成費補助	意見 52	講演聴取機会の拡大、内容の公開検討について	168

(9) 措置状況の監査の結果及び意見

過去の包括外部監査における結果及び意見に対する措置状況について監査した結果、措置がなされていないものや措置が不十分なものがあつた。

「7-1 産科医確保支援事業費補助」実績報告書と歳入歳出決算（見込）書抄本の整合性チェックを実施した結果、歳入歳出決算見込書の抄本に補助事業の決算見込額が記載されておらず、本事業の補助金額が決算会計処理されているか確認できなかったものがあつた。十分な確認ができないまま補助金を支給していると言える。本来は、補助金申請者に速やかな修正・再提出を求めるべきである。【指摘事項 11】

「9-1 放課後児童健全育成事業費補助」では、実績報告書 34 件中 17 件について、補助金精算額調書に記載された対象経費と歳入歳出決算（見込）書抄本の該当箇所が一致していることを確認できなかった。市町村への指導という措置は、不十分であつたと言わざるを得ない。歳入歳出決算（見込）書抄本において補助事業の対象経費額を明示するかどうかは市町村によって異なっており、記載方法は統一されていない。そのため、一致していることを確認できない市町村が多く、そもそも歳入歳出決算（見込）書抄本を実績報告書の添付資料としている趣旨が失われている。県は、歳入歳出決算（見込）書抄本について補助事業の決算見込額を備考欄等に明示することを補助要綱等に定め、市町村に対して対象事業費の決算会計処理に関する証明を求めるべきである。【指摘事項 12】

なお同様の問題について、以下の補助金において指摘を行っている。

「10-1 地域子育て支援事業費補助」【指摘事項 13】

「11-1 保育対策等促進事業費補助(病児・病後児保育対策事業)」【指摘事項 14】

「12 保育対策等促進事業費補助(延長保育促進事業)」【指摘事項 15】

「13 ひとり親家庭等医療費補助」及び「14 乳幼児はつらつ育成事業費補助」では、平成 27 年度の現地調査(2 市町村対象)以後、市町村へ現地調査は行われておらず、措置内容に記載の「定期的」な立ち入り調査が行われていないことが判明した。今後、40 市町村を対象として、複数年で一巡する調査計画を立案し、適切に現地調査を実施することが必要である。調査内容も具体的に立案することが望ましい。【指摘事項 16、指摘事項 17】

No.	補助金名	指摘事項 意見	監査の結果または意見	頁
1-3	私立学校経常費補助	指摘事項 9	監査報告書添付免除対象学校法人の会計指導について	189
3-1	特色教育支援経費補助	指摘事項 10	実施報告書の検証について	192
3-2	特色教育支援経費補助	意見 58	特色教育支援経費補助事業収支(予算・決算)書について	193
7-1	産科医確保支援事業費補助	指摘事項 11	国への事業実績報告の誤りについて	197
9-1	放課後児童健全育成事業費補助	指摘事項 12	実績報告書の検証について	201
10-1	地域子育て支援事業費補助	指摘事項 13	各市町村の補助金申請に関する確認事務について	203
11-1	保育対策等促進事業費補助 (病児・病後児保育対策事業)	指摘事項 14	実績報告書等の確認について	205
12	保育対策等促進事業費補助 (延長保育促進事業)	指摘事項 15	実績報告書とその添付資料について	207
13	ひとり親家庭等医療費補助	指摘事項 16	市町村が実施している医療費の給付事務の確認について	208
14	乳幼児はつらつ育成事業費補助	指摘事項 17	市町村が実施している医療費の給付事務の確認について	209
16-3	青森県地域生活支援事業費等補助	指摘事項 18	実績報告書の添付書類間の整合性について	213
18	認定職業訓練事業費補助	意見 59	国庫補助金の交付対象となった設備の管理について	218